東洋史研究

# 明代題奏本制度の成立とその變容

櫻井俊郎

第五十一卷　第二號　平成四年九月發行

はじめに
一　明初題奏本制度の形成
(1)　中書省による文書總攬とその禁止
(2)　題本制度の創設
二　題奏本制度の變容と祖制維持――洪熙～宣德――
三　朝儀面奏の形骸化――正統～弘治――
おわりに

## はじめに

明代における上奏文の主要なものに題本と奏本の二者があったことは良く知られている。清朝も當初は明制を繼承したが、のち臣下から皇帝に宛てた私信たる奏摺の使用が開始されるに至って、奏本の役割は題本に吸收され、乾隆十三年（一七四八）に消滅した。その題本も清末光緒二十八年（一九〇二）に「改題爲奏」、卽ち奏摺に吸收一本化されている。(1)

こうした明清時代の上奏文を利用した先行研究のうち、清代については夙に雍正硃批諭旨關係の一連の研究蓄積があり[2]、それ以降、奏摺、題本、硃批諭旨等が研究史料として盛んに活用されてきた。そうした現状は、一つには、上奏文を含む清代の文書行政が相當程度解明されていることによるものと言えよう。特に海外においては單士魁氏や莊吉發氏らをはじめとする清代檔案學の研究が盛んに行われてきており、その專著・論稿は枚擧に遑ない[3]。

そうした研究者たちの努力によって清代の上奏文處理機構の概要はほぼ明らかにされたと言ってよかろう。しかしその前代の、明代上奏文の仕組みを解明せんとする研究意識は、これまで希薄であったと言わざるを得ない。現存清代檔案史料の膨大な量に比較すれば明代檔案の殘數は僅かで[4]、實際にそれを利用した研究もこれまで餘りなされてこなかったため、そうした研究狀況もいたしかたなかったのかもしれない。

だが、明代現存檔案の相當部分を占める天啓・崇禎年閒兵部關係題奏本は、明末遼東の軍事情勢の分析などに際し、缺くべからざる重要な史料であることは今更疑うべくもない[5]。公文書たるそれらを史料として活用するに當っては、その前提として、明代の上奏文處理機構がいつ如何なるものとして形成され、それが實際どのように運營されていたのかを解明しておかねばなるまい。また、奏摺出現以前の清初上奏文處理機構が明末のそれを承けたものであったとすれば、その前史としても、明代題奏本制度の沿革と內實の究明が要請されよう。

これまでそうした研究が全く無かった譯ではない。けれども、その多くは概論的で、『諸司職掌』や『會典』等の史料によって規定の紹介を行うに過ぎ無かった[6]。『諸司職掌』は制定當初の姿を我々に知らしめ、『會典』は朝廷が漸次「かくあるべし」と規定していった經過と內容を示してくれるものの、現實の運用形態がどの様なものだったかまでは知り得ない。制度というものが、屢々當初の規定から外れ、變質してゆくことを考えると、文書が實際にいかに使用され、またいかなる役割を持たされていたのか、時系列的に具體相を確認してゆく作業が必要となろう。

別の關心から明代上奏文の處理機構に言及するものには、內閣制度關連の諸研究がある。「票擬」が內閣の重要な職務

であったことは夙に山本隆義氏が詳細に考證しており、(7)最近では谷井俊仁氏が、崇禎七年十二月から八年十一月の閣票を收める『明邸鈔殘本』を用いて、改票の具體的な手續・過程を明らかにしている。(8)これらの研究により上奏文の處理の實際に關して新たに得られた知見は極めて多いとは言え、あくまで內閣の票擬制度に焦點が當てられているため、明代上奏文制度の全般的な內容に及ぶものではない。

從って、明代上奏文處理機構の形成とその變化の過程が、本論で明らかにすべき課題となろう。以下においては、先ず明初題奏本制度の形成過程、次いで景泰朝までの朝廷側の方針と題奏本使用實態の乖離狀況、第三に正統朝から弘治朝までの上奏をめぐる諸問題について論じてゆくことにする。その過程において、とりわけ弘治朝にいたるまでの明代前半期に制度上の問題點の殆どが出揃うことが明らかにされるであろう。

## 一　明初題奏本制度の形成

前述のように、明代における上奏文には大別して題本と奏本の二者があり、また奏本に準ずるものとして東宮に對して上呈する啓本があった。啓本は主に皇太子監國の際使用されたもので、(9)常時使用されたものではない。(10)のぼす相手が皇帝でなく皇太子であることを除けば、形式・內容共に奏本と極めて近似するものと考えてよい。これらの他、表・箋・講章・書狀・文冊・制對なども、皇帝に上呈される文書という意味では上奏文に含まれようが、(11)さしあたり檢討對象としては、政務に直接關わる上奏文たる題本と奏本に限定し、本章ではこの兩者の形成過程を見てゆくこととしたい。

### (1)　中書省による文書總攬とその禁止

明初の上奏文處理機構はいかなるものであっただろうか。題奏本制度の形成過程を論じる前提として、是非明らかにしておきたいところだが、王朝創建から洪武十三年（一三八〇）の中書省廢止までについては、『萬曆會典』所載「奏啓題

本格式」[12]などにおいても明記されていない。しかも、現存する明代上奏文はその殆どが天啓・崇禎兩朝のものであり、國初のものを見る機會に恵まれないため、文書の構成等から當時の制度を推し量ることも不可能である。従って、問題解決の手掛かりは、何よりも上奏文處理の場である行政機構の變遷という文脈から見い出してゆかねばならない。

洪武のかなり早い時期より、皇帝親政の觀點から、上奏に際して中書の臣は關與すべきでなく、皇帝に直接上進されるべきであるという方針が打ち出されていた。『皇明祖訓錄』「愼國政」門には

凡そ耳目を廣くして偏聽せざるは壅蔽を防ぎて下情を通ずる所以なり。今後大小の官員幷びに百工伎藝の人の應に言うべきの事有らば御前に直至して聞奏するを許す。其の言、理に當らば卽ちに所司に付して施行せしめよ。諸衙門は阻滯するを得るなかれ。違う者は卽ち姦と同じく論ず。

（割註）元朝の如きは相に命じ、詔に云う有り、諸衙門の敢えて中書を隔越して奏請する者有らば、違制を以て論ず、と。故に內外百司奏請する所有らば、悉く中書由りし、遂に遷延沈溺して下情をして上達する能わざらしめ、而して國の亡ぶに至るを致す也。[13]

とあり、割註にて元制の缺點を指摘しつつ、上奏は直接皇帝にのぼすべき旨を表明している。この下りは、後々臣下が祖制復舊を要請する際に屢々引言せられることになる、「通達下情」の一大方針である。しかし、こうした理想とは裏腹に、現實には上奏文處理に中書の臣が深く關わっていたと考えられる。そうした事例として、『明史』胡惟庸傳に、

內外諸司の封事をのぼすに、必ず先に取閱し、己を害する者は輒ち匿して以聞せず。[14]

と記されるように、洪武三年以降中書の地にあった胡惟庸が上達前の上奏文を思うが儘に操作していたことが傳えられている。[15]

そもそも、明初の行政制度の多くが元制を受け繼いでいることに鑑みるならば、上奏文處理機構もまた同樣であり、中書省がそれを統轄していた蓋然性は高いと言えるだろう。[16]明初の中書省については、阪倉篤秀氏の研究に詳しい。[17]朱元璋

政權が元制を繼承して中書省制度を敷いたのが至正二十四年（一三六四）、六部官制を完備したのが洪武元年（一三六八）、兩者の關係は政策立案官廳と行政執行官廳というものだった。氏が明らかにしたところによると、洪武四年（一三七一）頃を境に兩者の機能は變質し、六部は職務內容も規模も擴大し、中書省は職務の一部を六部に移管して大政總攬を掌ることになった。その過程で、平章政事・參知政事など中書省の幹部階級が廢止され、丞相に權力が集中する專制體制の樣相を呈するに到る。こうした中、洪武十年（一三七七）九月辛丑、胡惟庸が左丞相に就任したのである。

かかる狀況下、洪武十年六月、中書省臣に對し、

其れ天下臣民の凡そ事を言う者をして、實封もて朕前に直達せしめよ。(18)

という諭が發せられている。その背景に、上述のような胡惟庸の上奏文檢閱が關係しているであろうことは想像に難くない。換言すれば、この諭が發せられた意圖は、こうした現實を克服すべく、『皇明祖訓錄』に示された方針を、實際の政治の場において實行しようとしたところにあるとすることができよう。

太祖はまた、中書省が政治を專掌し、上奏に際し事前報告を行うという元朝のやりかたが、民情の上達を妨げ、ひいては大亂を招いた原因であったとして、洪武十一年三月、禮部に對し奏式を定め天下に申命するよう命じている。

胡元の世、政は中書に專たり。凡事必ず先に關報し、然る後奏聞す。其の君も又昏蔽多く、是に民情通じず、尋いで大亂に至るを致す。深く戒めと爲す可し。大抵の民情幽隱し、猝かに畢達し難く、苟忽にして究せざるは、上下離合の機焉に係れば、甚だ畏る可きなり。古人の耳目を外に通じ、得失を民に監しむる所以、見此に有り。爾禮部、其れ奏式を定め、天下に申明せよ、と。(19)

鄭曉は『皇明吾學編』において、太祖のこの命は以後六部が上奏に先立って中書省に關白するのを禁じたものであると指摘しているが(20)、この時期に敢えて元朝のやり方を引き合いに出して、かかる命を下していること自體、六部衙門が上奏に先立ち中書に報告するという現實があったと見ることができる。

阪倉氏も指摘するように、胡惟庸の獄及び中書省廃止の前、洪武十一～二年から既に、胡惟庸の専権を抑制すべく、廃止されていた参知政事を復活させる等、幾つかの動きが見られる。上述の中書省と禮部に對する二つの諡は、これらの動きとほぼ重なる時期、すなわちそれぞれ洪武十年六月及び十一年三月に發せられており、中書省の廃止と六部の皇帝直屬化に歸結する國初政治制度改革と密接に關連していたと解釋し得よう。(21)

(2) 題本制度の創設

かくして明代奏本制度の定式は、中書省廃止や他の政治制度改革と關連しつつ、漸次形成されていったが、最終的に細部に至るまで整えられたのは、中書省廃止及び胡惟庸の獄後のことであった。「諸司文移式」の制定が命じられたのは洪武十五年（一三八二）閏二月甲申で、(22)これ以後禮部が公文書の體例整備に着手したと思われる。「諸司文移紙式」が制定されたのは洪武十七年二月己丑のことであった。(23)ここで注意しておかなければならないのは、この閒に題本紙式への言及が一切無いことである。(24)同様に、『洪武禮制』所載「奏啓本格式」(25)には本書頒行時までに定められた上奏文の書式が記されているが、項目名に示されるように、ここには「奏本式」と「啓本式」しか記されず、題本書式は含まれていない。こうした奏本制度整備の過程において、洪武十五年に題本も定められたとする見解は、(26)正鵠を射ているとは思われない。それでは題本とはいかなる過程において、いかなる役割を擔って創出されたのか。次にそれを考えてみたい。

洪武二十六年（一三九三）に成立した『通政司職掌』、二十八年頒示の「奏啓事目」(27)に於いてもなお、題本の使用規定並びに事目が提示されていないのは、洪武末に至るまで題本が制式化されなかった證であろう。

題本の明確な使用規定は、仁宗卽位直後の永樂二十二年（一四二四）十月の諭に見える。『萬曆會典』等に載る規定としては、現在確認されている中でこれが最も早い段階のものである。とはいっても、この年に題本が定められたのではなく、

故事、視朝後、諸司の急切なる機務の面陳するを得ざる者有らば、題本を具して宮門に於いて投進し、速達するを得んことを冀うを許す。今私事を訴え私恩を丐う者もまた題本を進め、姦を掩い衆を欺き、以て僥倖を圖る。法を壞し政を亂すこと斯れより甚だしきは莫し。今後惟だ警急なる機務の即ちには面陳するを得ざる者のみ、題本を封進するを許し、其の餘の大小公私の事は並びに公朝にて陳奏せしむ。違う者は論ずるに重罪を以てし、仍お三法司をしてこれを知らしめよ。(28)

と言い、現在は私事を訴え私恩を乞う者まで題本を用いているので舊制に戻せ、と鴻臚寺臣に諭しているのである。當然「故事」としての題本制度は既に存在していた筈である。しからば、初定はいつなのか。

『萬曆會典』によると、國初の早朝の儀における奏事の上呈は華蓋殿・奉天殿（殿儀）及び奉天門（門儀）にて行われたが、いつの頃からか門儀だけになったという。(29)その擧行次第は、ここでは繁を避けて詳述しないが、概ね上奏者は御前に進んで口頭で申上し（面奏）、皇帝からの旨もまた口頭で下される（面諭・面旨）という形をとった。また朝儀後に皇帝が臣下を召して對話し（面召・召對）、また關係各官を召して共に政務を議する（面議）ことも行われた。以降、政事の皇帝親決という觀點から、これが最も理想に近い上奏・降旨の形とされた。しかし、次章に述べるように、上奏されてくる案件の數は日々極めて多く、あらゆる上奏案件を實際に皇帝の面前で處置することは困難であった。後代、祖宗の制の如く面奏、面諭、召對、面議を復するよう屢々臣下から請われているが、(30)一面それは皇帝の面前での政務處理が理想通り行われなくなっていった傾向をよく示している。

かくて皇帝と臣下が面見せずに、つまり朝儀を經ずに處理される上奏案件が少なからずあったと思われるのだが、なかには議論を要する重事も當然あった筈である。軍情・重事の面陳を許す場としては、早朝とは別に晩朝が既に洪武二十九年（一三九六）に定められている。(31)そこには、題本に係わる規定は何ら見えないが、翌三十年、通政司に對し、

早晩朝、奏事の軍情・重事有るに及ばば、不時入奏するを許す。其れ各衙門は、凡そ一應の事務有らば、止だ早朝大

班内に于て奏啓するのみ。朝退りて又瑣碎なる事務を將て右順門より題奏するを許さず。(32)

と令している。見方を變えれば、この記事は「瑣碎」ならざる「重事」であれば、早朝大班（卽ち早朝の儀）終了後、右順門からの題奏が許されていたことを示しているのではないだろうか。右は晩朝開設後程無い時期の令であって、しかも右順門は晩朝の擧行された場所である。且つまた題本・晩朝共に重要政務の處理にかかわるという共通性から見て、題本の使用開始は晩朝創設と關係があったと推される。晩朝にて皇帝と高官の面議による重事處理を行わんと意圖したことは、永樂四年（一四〇六）、帝が晩朝時、六部尙書及び近臣を召して諭した次の言

早朝、四方の奏する所の事多く、君臣の閒、言う所を盡くすを得ず。午後、事簡なり、卿等言わんと欲する所有らば、從容・陳論すべし。……蓋し朕も言わんと欲する所の者有らば、亦此の時に及んで卿等と商量せんと欲す。……自今凡そ事の當に商畧すべき者有らば、みな晩朝に於て來たれ。委曲を盡くすを得るに庶からん。(33)

にても示される。早朝の儀において一般衙門から上奏が許されていた項目については、その內容の輕重による條件は附されていないが、晩朝の場合は重要事項の上奏に限られ、しかも皇帝と高官による議論の場たるべきことが強く意識されていた事を知ることができる。恐らくは、本來ならば晩朝の面議で處置すべき重要案件で、何らかの事情で上奏者本人が赴いて陳上することができず、しかもそれが急を要する特別な場合に限り、題本の具呈が許されたものであろう。(34)

以上の檢討結果を總合して國初題奏本制度の形成過程を描くと、次のようになるだろう。明朝創建以來、奏本制度は他の諸制度と同樣元制が採用され、實質上中書省が上奏文の處理機構を統轄していた。ところが、洪武十～十一年に中書省臣による總攬は禁じられ、皇帝への直達が周知せられる。十三年の中書省廢止後、十七年には奏本の紙式が、また二十八年に至って奏本の事目が定まり、隨時頒示されていった。一方、常朝の儀としては從來早朝の儀があったが、皇帝と高官による重要事項議論の場として、二十九年に晩朝が設けられ、それとほぼ同時期に、急を要するにもかかわらず、面奏不可能な重事のために、題本制度が始められたものと思われる。かくの如く、題本はわけても重要な役割を與えられたた

め、各地から上される多くの奏疏の中にあって、その速達性は保證されていたと考えられる。ところが、永樂期を通じて次第に因循多用されるに至り、當初の規定を越えてこれを用いて私事を訴え私恩を願うものもでてきた。そこで、永樂二十二年、再度その使用規定を徹底したのであろう。

## 二　題奏本制度の變容と祖制維持——洪熙～宣德——

通例、明代の題本と奏本の使用區分については、「公題私奏」、則ち公事一般は題本を用い、私事は奏本を用いたと言われている。[35]確かに、現存の明末題本を見る限り、それらが公事用として廣く用いられていたことは疑うべくも無い。

『萬曆會典』に

……のち、在京諸司は奏本便ならざるを以て、凡ての公事は題本を用う。其の制、奏啓本に比ぶるに畧小にして、字は稍大なり。[36]……

と言い、また『水東日記』に

國朝の制、臣民の奏事するは奏本と稱す。のち、……鄭重を舍てて簡便に從い、改めて題本を用うれば、則ち然らず。然るに題本は多くは在內衙門の公事なり。在外、幷びに己が事を自陳するが若きは、則ち仍お奏本を用い、東駕なれば則ち啓本と稱す。……[37]

と記すが如く、在京衙門が上奏する際、奏本には不便な點があるとされ、題本が公事用として多用されるに至ったことが政書や筆記の類からも窺える。しかし、前章で見たところによれば、初期の題本は、朝儀での面奏が不可能な急切機務案件を速達せしめるために採用された、在京衙門用の上奏文であった。だとすると、題本は次第に使用範圍が擴大され、その用途が大きく變化していったものと判斷せざるを得ないのである。

では、そうした變化はどのようにして起こったのであろうか。自らの上奏をいち早く、確實に上に達するためには、公

朝において直接面奏・面議するのが最善の手段であったのは勿論だが、それが不可能な場合は、文書のみによる上奏にならざるを得ない。全國から上覽に呈される奏疏は存外多く、洪武十七年九月の給事中張文輔の上奏によると、一日當たり約四〇〇本の奏疏、八〇〇餘りの案件に上ったと言う(38)。膨大な量の上奏文の中にあっても、急切機務の速達用とされる題本を使用すれば、優先的に皇帝の目に達することが期待できた筈である。そうした利便性が、結局私事に渉るものまで題本で上奏する風潮を招き、使用が激増して本來の機能を阻害するようになった理由と思われる。

次に、その變化の時期を考えてみよう。前述永樂二十二年の諭が發せられた意圖が、その內容から見て、洪熙帝の新政に當たり、題本の私事に渉る使用の風潮を戒め、舊制に戻そうとしたところにあることは明らかである。從って、題本多用の傾向はその使用開始から程遠からぬ時期、恐らく永樂期から既に現れていたに相違ない。題本の使用實態は、制度創始後僅かの期閒にして、早くも規定から乖離しはじめていた。當時實際に使用されていた題本の中には、晩朝或いは早朝後における面奏・面議を補完する手段として洪武末に登場した、特殊な上奏文とは言い難い存在も混入していたと見ることができる。

ただ、永樂二十二年の諭によって、仁宗卽位時の公式見解ではまだ題本の使用範圍として公私一般のことまでは認められておらず、飽くまで急切機務の速達專用という規定を維持しようという志向性が強かったことが知られる。そして、この諭をともかくも現實性のある祖制復舊の意思表明として捉えることができるのは、それまで洪武・永樂兩帝が下情の通達をとりわけ重視して現制の維持に努めてきており(39)、特に朝儀奏事については大きな破綻をきたすことなく實行していた事實があったからである。

題本の舊制維持はなお標榜され續ける。次の史料から少なくとも宣德朝ではまだ本來の機能が強く意識されていたことが知られる。

宣宗聞くならく、府軍後衞に題進せる本有り。夜、遞して北中門に至るも、守衞肯て轉達せず、と。因りて錦衣衞官

に謂いて曰く、祖宗の成法、朝罷りて外廷に事の急奏する者有らば、晨夜を問わず、卽ちに本を具して進め、守門者は卽ちに上達を爲す。警急を通じ、壅蔽を絕つ所以なり。今敢えて此の若くするは寬貸すべからず、其れ執えて法司に付してこれを罪せよ、と。(40)

かく、依然として祖宗の成法たる急切の機務の爲の上奏方法として機能せしめんとしていた具體事例が確認される。しかしこの後、題本を重事・速達のみに使用すべしとする見解は見えなくなる。本論では既に「公題私奏」の使用區分を明示した例として葉盛の『水東日記』巻一〇を引いたが、本書は弘治年閒（一四八八～一五〇五）に初刻されたことがわかっている。遲くとも十六世紀初頭までには、緊急性の有無を問わない、後代の如き「公題私奏」使用法が一般化し、事實上公認されるに至ったと推測する所以である。(41)

奏本の處理に關しても若干の變化が現れはじめていた。通常、在外官員の上奏文は通政使司を通じ、在京官員の上奏文は會極門を通じて宮中に入遞され、司禮監太監の屬たる文書房へと送られる。原則上は、その後全てを皇帝に達し、御覽に呈する筈だが、早くも永樂初期、通政司から上達されずにそのまま六科に轉送され、收貯されてしまう奏疏があった。『典故紀聞』の記事に

通政司受くる所の四方の奏疏、凡そ重務に非ざれば、悉く以聞せず、徑ちに六科に送る。(42)

と言う。この事例では重務ではない奏疏とされ、原則通りの制度運用――全奏疏の上達――が命じられているが、以降の奏本の使用範圍變化の先驅け的現象ではないかと思われる。というのは、これに類した話は仁宣朝にも引き續き出てくるからである。例えば、奏本を用いて月奏される雨澤奏疏などは、單に上達されないばかりか、六科にも轉送されずにそのまま通政司に收貯されていたと言われる。(43)更に、それらは何時の頃からか、消滅したとも言われているのである。(44)

また、一部例外を除く(45)全ての奏題旨意に對し覆奏或いは題覆が義務附けられることになったのも、この閒のことと考えられる。余繼登は覆奏を命じた事例を多く集めているが、僞旨が覆奏によって發覺した、仁宗朝の次のような實例を擧げ

ている。

内官馬騏傳旨し、翰林院に諭したるに、敕を書して騏に付し、復た交阯に往きて金銀珠香を閘辦せしむ、とあり。本院官覆奏す。仁宗色を正して曰く、朕安んぞ此の言有るを得んや。……此の人近ごろ內に在りてまま百方請求し、左右も言いて再た往くは當に國に利あるべしと爲すも、朕悉く答えざりき。卿等宜しく朕が意を識れ、と。乃ち止む。(46)

わけても宣宗は覆奏の實行を頻りに命じており、その意圖は次の記事中の諭

宣德時、中官の旨を奉じてこれを六科に傳え、輒ち徑ちに諸司をして行わしむ有り。宣宗これを聞き、卽ちに法司に下して治す。因りて給事中に諭して曰く、爾が官は近侍たり、職は記注に在り。凡そ朕が一言一令、或いは內使をして傳出せしむる者有らば、爾當に備錄して覆奏し、再た旨を得て而る後行うべくんば、欺弊を關防するに庶幾からん。然らざれば必ず詐僞する者有らん。爾等自今乃が職に恪謹せよ。依阿隨附するを許さず、と。(47)

に明白に示されている。覆奏や題覆といえば、愼重を期するために法司の重案に必ず用いられたものであることはよく知られている。ここに見えるものはそれとは異なり、中官傳旨による僞旨・矯旨の發生を防止せんとする觀點から、全ての聖旨をその對象として義務化されたのである。永樂朝以降の宦官登用、中官傳旨の多用(48)が背景にあったと考えられよう。

以上のように、洪武末頃に出揃った奏本と題本という上奏文の二大形式は、永樂～仁宣期に早くも變質し始めた。題本は當初の規定で急切機務の用に限られた特殊な上奏文とされていたにもかかわらず、實質的な使用狀況は、その枠組みを逸脫するものとなりつつあったのである。奏疏の主體であった奏本には、書式上の決まり事が繁雜であり、また奏疏總數が多いために處理が遲延するといった缺點があった。一方、題本には簡便性、速達性、處理の確實性といった特長が與えられていた。兩者の違いを考えれば、本來奏本にて上奏すべきものの一部が題本の使用に流れたのも、ある意味で當然の歸結であったと言える。しかし、上奏者側の都合によって生じたこの變化は、そのまま朝廷側が公認し得るものではなか

った。なお宣徳朝までは祖制維持が叫ばれ續けるのである。覆奏・題覆の使用開始もまた、上奏文制度を支えるための一方策と考えられよう。中官傳旨が多用されはじめた當時の狀況に對應しつつ、發出される聖旨の正統性の保持を圖ったのだった。

## 三　朝儀面奏の形骸化——正統～弘治——

宣徳十年（一四三五）正月、英宗正統帝が卽位したが、幼年であった爲、內閣大學士楊士奇・楊榮・楊溥の所謂三楊が政務を補佐することになった。山本氏が指摘するように[49]、正統朝と言えば、仁宣朝に既に開始されていた閣臣による條旨が定制化し、三楊の下で內閣の重要性が一層高まった時代である。三楊は帝の年齢を考慮し、

……英宗幼沖を以て卽位す。三閣老楊榮ら聖體の倦み易きを慮り、因りて權の制を創む。一早朝ごとに、止だ事の八件を言うを許すのみ。前一日、先に副封を以て閣下に詣り、豫め各事の處分を以て陳上す。奏に遇わば、止だ陳ぶる所に依りて旨を傳うるのみ。英宗既に壯たり、三臣繼いで卒したるも、人の敢えて祖宗の舊に復するを言う者無ければ、今に迄んで遂に定制となる。[50]

といった形で、上奏文の副本を事前に內閣に提出させ、事前檢閲を行った上で、早朝の儀における上奏案件數を制限した。しかも、皇帝が降す聖旨は閣臣の條旨によっている。これは一時の制として始められたものの、英宗が壯年となり、三楊が卒した後も繼續した。もはや朝儀での上奏・降旨は形式化し、朝儀を經ざる上奏文の閣議處理にその主座を讓ったと言ってよい。

このことが內閣の重要性の高まりと密接に關連しているのは勿論だが、山本氏の指摘[51]の如く、一方で內官が上奏文の移送過程に介在する餘地をも生じたと思われ、事實、正統朝の太監王振の登場以降、宦官專權の事例が續出していることは良く知られている。後代、正德朝の劉瑾や天啓朝の魏忠賢のように、權力を維持する具として宮中での上奏文處理過程を

掌握していたことが明白な場合もまま存する。

三楊は皇帝をよく補佐したとされ、いずれも名臣に數えられるが、正統五年（一四四〇）七月に楊榮が、次いで九年三月に楊士奇も卒すると、次第に王振一派に對する押さえがきかなくなっていった。殘された楊溥も遂に十一年七月に卒する。この間、形骸化した朝儀、及び朝儀後の上奏・降旨の狀況は基本的に變わっていない。『明英宗實錄』正統八年六月に錄される翰林院侍講劉球の疏にも、

故と太祖・太宗、早朝罷りて午・晩の二朝に及ぶごとに、必ず大臣を順門或いは便殿に進め、親ら與に庶政を裁決す。或いは事に疑い有らば、則ち機務を掌るの臣を召してこれを商確し、而して自ら其の衷を折したり。權、上に歸する所以なり。皇上臨御すること九年、事體日々熟す。願はくば、二聖の成規を守られ、親決の故事を復せられんことを。則ち政權一に歸せん矣。(52)

とあり、當時、皇帝面前での上奏處理が國初の如くには行われなくなっていたことが窺われる。

ところで、右の疏中には「午朝」の稱が見えるが、無論これも常朝の儀の一つで、『會典』でも一項を設けて說明されている。早朝同樣明初からあったものかどうかは不明だが、劉球の疏中に既に祖宗の制として見え、また一說に正統帝卽位時に午朝が罷められたこともあることから(53)、恐らく洪武・永樂中には定められていたものであろう。その進行次第の詳細は省くが、左順門で擧行され、早朝に比べ小規模で、且つ仰々しい儀禮の占める割合は小さく、出席者も進行役の鴻臚寺・通政司官を除けば閣臣と奏事官に限られていた。上奏・面議・降旨を最優先した、實質的な執務の場という印象が強い(54)。

劉球が請うた午朝の復舊は正統中には實現しなかった。代宗景泰二年（一四五一）七月、禮部儀制司郎中章綸は時政に關する十六事を列擧した奏文をのぼしており、その第三項目で、早・午朝後臣民の奏題事務等を面議して處置すべきことが建言されている(55)。この疏は裁可され、同年八月、

命じて舊に仍りて午朝を制せしむ。(56)

という運びになったのである。こうした午朝の復舊からも窺えるように、景泰朝は、一時的にせよ、祖宗の制の如く皇帝面前での政務處理を復せんと志向した時代であったといえよう。

英宗が復辟した後も、朝儀奏事が形骸化したとは言え、視朝後の大臣召對による政治は變わらず行われており、上奏案件を皇帝と臣下で合議してゆくと言う政務處理法は續けられていた。すなわち、皇帝の面前での閣議實施とそこでの票擬手續きに根本的な變化はまだない。[57] 天順朝前期に再び宦官の勢力が強まり、曹吉祥・石亨らが權力を掌握した時もなお、英宗と内閣大學士李賢の面議は行われており、また上奏文の皇帝全覽も實行されていたと言われている。[58] 太監が李賢と召對せんとした時にも

……聖上の宣召ならば則ち來らん。太監の請ならば來らざる也。……此處は乃ち天子顧問の地、某等は乃ち謹んで顧問に候するの官なり。太監は聖上の命を傳え、事有らば來りて說き、自ら合に此に到るべし。豈に人をして來りて召さしむ可けん耶。[59]

として、應じていない。

しかし、成化朝に入ると、皇帝の面前で閣議が開かれることは極度に少なくなっていった。王其梁氏によれば、成化朝一代二十三年閒を通して僅か一度、成化七年（一四七一）十二月に行われたのみであったという。[60] 全くこの一度きりであったかどうかはともかく、この頃より閣議に皇帝は出席せず、代わって中官が出席し、彼らが傳旨するという形が一般的になったのは確かである。劉健が後掲の弘治十二年（一四九九）の疏の中で、

憲宗純皇帝、亦た嘗て李賢・陳文・彭時を召し、或いは司禮監太監の牛玉・懷恩の如き一二人を遣わして閣に到りて計議せしむ。上に密旨有らば則ち御前の寶を用いて封示し、下に章疏有らば則ち文淵閣印を用いて封進し、直ちに御前に至りて開拆す。此れ臣等の耳聞目見する者也。[61]

というが如く、派遣された太監が皇帝の代理として計議に加わることすらあった。こうした傾向は何も中官を重んじたこ

とで知られる時期に限ったことではなく、太監汪直失脚後も同様の状況が繼續したと考えられる。(62)

次代の弘治朝には閣臣徐溥・劉健・李東陽らを顧問に従えての皇帝親政が實現し、後世、比較的よく治まったとの評價を受ける。(63)にもかかわらず、形式的儀禮の場と化した常朝の儀は理想通りには行かず、また依然として召見は滅多に行われなかった。早くも弘治三年（一四九〇）に吏部左侍郎彭韶から午朝の正常な運用が求められ、禮部の覆奏を經て、一旦は機密の重事は御前に赴いて具奏することが許可されている。しかし、結局は

……然るに午朝竟に政事を對せんと請う者無く、文具えて徒らに煩擾廢事を爲すに過ぎず。故に久からずして竟に罷むと云う。(64)

と言うが如く、所期の目的を達することができず、再び罷められている。

更に弘治十年以後になると、視朝時間のずれ込みや文書處理の遲延、召對回數の少なさが問題化し、臣下が相次いでそれを指摘した。例えば、弘治十年（一四九七）二月甲戌にのぼされた内閣大學士徐溥の疏では、内殿奏事（卽ち常朝奏事）が舊制の一日二度から一度に減少したこと、聖旨發出に數日かかり、題奏本の處理が滯って數箇月閒稽留されたり發出されない場合があったこと、また面召が行われず朝儀以外に面見する機會を得ないこと等を指摘している。(65)この要請を受けて、翌三月、弘治帝は閣臣徐溥、劉健、李東陽、謝遷を召し、自らが主宰する形で閣議を擧行した。その様子は、

［……上曰く、前に近づけ、と。是に於いて御榻に直叩し、司禮監諸太監は案側に環跪す。上曰く、文書を看よ、と。諸太監は本を取りて溥らに付し、また硃硯筆を分置し、片紙數幅を授く。］上、各衙門の題奏本を出して曰く、先生輩と商量せん、と。溥ら、本ごとに批辭を議定し、乃ち片紙に錄して以て進む。上覽畢り、親ら本面に批し、或いは三二字を更め、或いは一二句を刪去し、皆手に應じて疾書し、畧ぼ疑滯すること無し。(66)

と記錄され、まさに皇帝主導の文書處理と言ってよいものであった。この時の閣議は、一つの理想的な例として、後代の奏疏や筆記で屢々言及され、また以後召對の實施が再開されたとも言われる。

しかし、見事なまでに皇帝親政を體現したこのような理想形態が、この後の閣議でも維持され續けたとは考えられない。あくまでも、例外的な事例であったと思われる。內閣大學士劉健が弘治十二年九月にのぼした次の奏疏によれば、

朝參・講讀の外は復た天顏を奉ずるを得ず。司禮監太監と雖ども亦た內閣に至ること少なし。朝廷に命令有らば、必ず之を太監に傳え、太監は之を管文書官に傳え、管文書官は方めて傳えて臣等に至る。內閣に陳說有らば、必ず之を管文書官に達し、管文書官は達して太監に知らしめ、太監乃ち達して御前に至る。(67)

とあるとおり、なお殆どの題奏本が依然として君臣面議を經ずに處理されており、しかも傳旨者たる太監すら閣議に出席しなくなり、入宮後の奏疏移動における多數の中官の介在が通例化していた。

十一年（一四九八）閏十一月乙酉、兵部主事何孟春の上言した「修省八要」もまた、早朝視事のほかは皇帝の德音を聞けず、晩朝奏事は既に廢弛し、經筵後の商議も有名無實化していることを指摘している。「治世」たる弘治朝といえど、奏疏處理に關しては少なからず問題點が擧げられており、(68)後世賞揚されるほどには執務に際して君臣間に密な連絡があったとは考え難い。

常朝奏事に就いては、劉健が十五年（一五〇二）に頻りに上奏文をのぼし、視朝奏事の時間の短さや遲延、並びに奏疏處理の滯りを指摘し、復舊を要請している。例えば、五月には

……且つ視朝奏事の如きは舊と定期有り。近年以來日々漸やく遲緩す。……伏して願う、皇上益々政務に勤め、每日黎明に視朝せられ、辰・未の兩時に奏事せば、則ち朝政肅清し、事も壅滯なからん。(69)

と言い、また八月にも、

內閣大學士劉健ら言えらく……邇來、勤勵の志漸く前に異る。每日の早朝は數刻に過ぎずして起鼓或いは日高きに至り、宮中の奏事は止だ一次を得るのみにして散本或いは昏黑に至る。侍衞接本の人は、筋力疲憊し、休息するを得ず。百司庶府の事は、文書壅滯し、施行するを得ず。一事の決は、動もせば旬月を逾え、一令の出は、隨輒に廢弛す。群

寮玩習して視て例と爲す。(70)

と述べ、更に十一月にも朝儀と奏疏處理の正常化を懇願している。(71)

祖宗以來、皇帝自身による覽本・處理は常朝後に行われるのが通例であったため、常朝の時閒が遲くなればその分奏疏處理のための時閒に皺寄せがくることになる。とりもなおさずそれは政務處理の滯りを意味した。そこで皇帝には早・午の常朝を規定通り行ってもらい、退朝後の辰刻（午前八時頃）と未刻（午後二時頃）に奏疏處理に取りかかって貰えれば、處理の遲延は解消されるだろう、というのがここでの劉健の理屈である。結局、朝儀奏事と朝退後の奏疏處理がこの時どのように改められたのかは解らない。いずれにせよ、假に弘治末期に舊儀の如く朝儀が擧行され、朝退後に文書處理が行われるようになっていたとしても、それが長續きすることは無かったであろう。弘治の治世が終焉を迎えると、その後は視朝・面召が殆ど行われない時代が明末まで續くことになるからである。

本章の檢討結果を總じて言えば以下のようになろう。英宗正統帝が幼年で卽位してから、三閣老の強力な補佐のもと、朝儀奏事に先立ち奏疏の檢閲と面奏件數制限が行われた。輔臣たる內閣の權限が強化され、奏疏の多くが票旨——票擬の手續きを踏んで處理されている點、內閣の立場から言えばいわば正常な形態であっただろうが、反面、朝儀奏事が形式的・儀禮的な場と化し、君臣閒の奏疏傳達過程中への中官介在を許すきっかけを與えもしたのである。特に朝儀廢弛の傾向は以後とどめ難く、また召對の實施も成化以後極度に減少していった。景泰朝や弘治朝後期は、祖制復舊への方針・要求が見られる時期ではあったものの、全體の流れからすれば、一時的・例外的な動きに過ぎなかったと言えよう。

## おわりに

國初の上奏文處理機構は元制を繼承し、中書省が全體を統轄していたものと思われるが、皇帝親政の理念に基づき、洪武十～十一年に中書の臣の關與が禁止された。この前後は政治制度の大改革が進行していた時期であって、その文脈の中

に、通達下情の手段たる奏本制度の整備も位置付けることが出來る。これは十七年に一應の完結を見たが、題本は遲れて洪武末に登場した。それは專ら、緊急の重事ながら直ちに面奏できない場合に對處するために設けられており、晩朝とはその創設時期・意圖をほぼ同じくするため、關係があるものと思われる。

題本には奏本に比べ甚だ便利な性格が與えられている。その簡便性、速達性、處理の確實性により、規定上の使用範圍から逸脱して私事に至るまで使用する風潮を招いた。仁宣期には仍おこれを禁じ、規定に從った使用を守らせようとする方針が明確に示されていたものの、遲くとも弘治頃までには「公題私奏」の使用區分が一般に認められたものと見られる。

正統から天順にかけては朝儀奏事の形式化、更に成化～弘治朝には召對の實施減少といった事態が表面化し、理念と實態の乖離は止め難く進行した。景泰朝や弘治十年頃の、祖制復舊の動きは、全體から見れば例外的なものに過ぎなかったのである。

本稿の論證をとおして以上のことを明らかにし得たと思う。それではこの變化は、明代上奏文處理機構全體の中で、どのような意味を有しているのだろうか。

明代後半期に多發した政治上の問題には、朝儀や上奏文處理に關連するものも數多い。嘉靖朝、萬曆朝には長期に亙って視朝が途絶え、臣下は滅多に皇帝の顔を拜むことが出來なかったという。正德朝には太監劉瑾が、また天啓朝には太監魏忠賢が實權を掌握し、史上稀に見る宦官專橫の時代が訪れてもいる。(72) しかし、朝儀奏事の形式化は夙に正統帝卽位時に現われ、上聞手段の主體は口頭によるものから文書を用いたものに移っていたのであり、召對の減少は成化朝以後問題化し、中官の介在も同じく成化朝に道が開かれていたのである。

また、上奏文の使用狀況上の變化として、題本の使用が一層擴大し、在京衙門のみならず在外衙門によっても使用されはじめる。(73) が、これも早くから見られていた、その利便性による在京衙門閒における多用と同じ傾向の現象であろう。

このように、後半期に現れる上奏關連の問題は、現れ方に程度の差こそあれ、既に明代前半期に現れていた現象の延長線上にあると考えられるのである。従って、本稿に見てきた上奏に關連する諸問題、卽ち視朝奏事の形骸化、面召の減少、題本の使用範圍擴大、上奏文處理機構への中官介在、上奏處理の滯り等は、根本的な解決を見ることなく、正德朝以降に受け繼がれていったと言えよう。

言い換えるならば、本論においては殆ど言及し得なかった正德朝以後の明代後半期とは、こうした諸問題が常態化した時期だった譯である。むしろ常態化していたからこそ、前半期より具體的に問題點が把握し易いとも言えよう。こうした狀況の中で現實に使用されていたのが現存の明末題奏本であった。従って、今後に與えられた課題は、それが實際に運用された明代後半期の上奏文處理機構、並びに題奏本自體の構成などを具體的に檢討することであろう。これについては別稿を用意したい。

## 註

(1) 莊吉發『清代奏摺制度』(國立故宮博物院〈故宮叢刊甲種〉、臺北、一九八三年)第五章「奏本與題本的廢止」。

(2) 東洋史研究會編『雍正時代の研究』(同朋舍、京都、一九八六年)所收の諸論文をその嚆矢とする。

(3) 論者が參照した專著に、莊吉發前揭書、同『故宮檔案述要』(國立故宮博物院〈故宮叢刊甲種〉、臺北、一九七九年)、單士魁『清代檔案叢談』(紫禁城出版社〈紫禁城叢書〉、北京、一九八七年)、倪道善『明清檔案概論』(四川大學出版社、成都、一九九〇年)等がある。また、全てを參照した譯ではないが、一九二〇～八〇年代の大陸の雜誌論文が中國第一歷史檔案館編『明清檔案論文選編』(檔案出版社、北京、一九八五年)に多々再錄されている。

(4) 現存明代上奏文史料の主なものを擧げると、國立中央研究院歷史語言研究所編『明清史料』甲～戊編(北京、一九三〇～五四年。維新書局、臺北、一九七二年復刊)、中國第一歷史檔案館編『清代檔案史料叢編』第六輯(中華書局、北京、一九八〇年)、遼寧省檔案館等編『明代遼東檔案匯編』(遼瀋書社、瀋陽、一九八五年)、『吏部考功司題稿』(偉文圖書出版社、臺北、一九七七年)など。『文獻叢編』(臺灣國風出版社、臺北、一九六四年)や末松保和編『訓讀吏文』(京城、一九四二年)にも若干載っており、季刊の第一歷史檔案館編『歷史檔案』にも稀に明代檔案が紹介される。

寫眞を參照できるものに、李光濤輯『明清檔案存眞選輯三集』（中央研究院歷史語言研究所、一九七五年）がある。中國第一歷史檔案館編『中國第一歷史檔案館藏檔案概述』（檔案出版社、一九八五年）や倪道善前揭書などに依ると、內閣大庫に貯藏されていたもので三千數百件程度と云われる。

（5）註（4）前揭の史料集のうち、特に『明淸史料』、『明代遼東檔案匯編』にまとまっており、明末兵事の研究に不可缺の材料を提供している。

（6）羅輝映「明代文書制度初探」（『四川大學學報叢刊』第三〇輯〈檔案學論叢〉、一九八六年）、Silas H. L. Wu（吳秀良）, **"Transmission of Ming Memorials and the Evolution of the Transmission Network, 1368—1627,"** ***Toung Pao,*** **Vol. 54, Nos. 4—5, 1968. pp. 275—287** など。專論ではないが、前揭の莊吉發、單士魁、倪道善等でも觸れている。

（7）山本隆義『中國政治制度の研究』（同朋舍、京都、一九六八年）。また王其榘『明代內閣制度史』（中華書局、北京、一九八九年）、蘇同炳『明史偶筆』（臺灣商務印書館〈人人文庫〉、臺北、一九七〇年）。論文では張治安「明代內閣的票擬」（『國立政治大學學報』二四、一九七一年）、吳緝華「明仁宣時內閣制度之變與宦官僭越相權之禍」（『中央研究院歷史語言研究所集刊』三一、一九六〇年）等を參照するを得た。

（8）谷井俊仁「改票考」『史林』七三—五、一九九〇年。

（9）皇太子が國政に練達することを目的とする。國初の一例を擧げておく。『明太祖實錄』卷一一三、洪武十年六月丙寅、「命羣臣、自今大小政事、皆先啓皇太子處分、而後奏聞。上謂皇太子曰、……故吾特命爾、日臨羣臣、聽斷諸司啓事、以練習國政、……」また半年後、李善長等に對し次のように諭している。『明太祖實錄』卷一一六、同年十二月丙午、「……前者、令皇太子躬聽朝臣啓事、欲其練習國政、恐聽覽之際、處置或有未當。自今諸司政事啓于東宮者、卿等二三大臣更爲參決可否、然後奏聞。」これは余繼登撰『典故紀聞』卷三にも引かれている。皇帝と皇太子の一種の役割分擔を意圖したこともあったようで、『明太祖寶訓』卷二「敎太子諸王」に「洪武六年九月乙卯、命諸司、今後常事啓皇太子、重事乃許奏聞。」とある。

（10）史料によっては、この「啓本」を「副本」と稱している場合もある。これは勿論、同じく「副本」と呼ばれることのあった後代の「揭帖」とは別物である。後者は皇帝の省覽に便ならしむるために作成されるようになったもの。

（11）羅輝映、註（6）前揭論文。

（12）萬曆重修『大明會典』（以後、『萬曆會典』と略稱）卷七六、禮部三四、儀制淸吏司、「奏啓題本格式」。

（13）『皇明祖訓錄』は洪武六年壬寅朔に成り（『明太祖實錄』卷八二）、九年正月癸未に更定が命じられた（『同前』卷一〇三）。また諸司への頒布は二十八年九月庚戌（『同前』卷二四一）、『皇明祖訓』として重訂されたのが同年閏九月庚寅（『同前』卷二四二）のこととされる。黃彰健「論皇明祖訓錄頒行年代並論明初封建諸王制度」（『中央研究院歷史語言研究所集刊』三二、一九六一年）により、北平圖書館藏明鈔本『皇明祖訓錄』の頒行が洪武十四年中（實錄不載）であるこ

とが明らかにされたが、論者が参照した『明朝開國文獻』所収本がそれと同一かどうかは今のところ未確認である。従って割註の附せられた時期も不明で、本論に引用した中書省關與批判の時期確定も避けておきたい。「御前に直至し、聞奏す」云々との文言から、本論引用部分は面奏についての言及ともとれるが、明初には朝儀面奏と奏疏上呈の間に密接な關係があったと考えられるため、ここでは特に兩者を區別して論じない。

(14) 『明史』巻三〇八、奸臣傳、胡惟庸に「……內外諸司上封事、必先取閱、害己者、輒匿不以聞。……」と言う。

(15) 同前註、胡惟庸傳に、「洪武三年拜中書省參知政事。已、代汪廣洋爲左丞。六年正月、右丞相廣洋左遷廣東行省參政。帝難其人、久不置相、惟庸獨專省事。七月拜右丞相。久之、進左丞相、復以廣洋爲右丞相。」とある。胡惟庸は洪武三年に楊憲が誅せられてより皇帝の寵を得たとされるが、同年以降十三年の誅死に至るまで、中書の臣でありつづけた。文書檢閲がこの間に行われていることは明白である。

(16) 元代の行政文書一般に關しては、『元典章』の文書を材料とした田中謙二「元典章文書の構成」(『東洋史研究』二三―四、一九六五年)を參照。

(17) 阪倉篤秀「明初中書省の變遷」(『東洋史研究』三六―一、一九七七年)。

(18) 『明太祖實錄』巻一一三、洪武十年六月丁巳、「上諭中書省臣曰、清明之朝、耳目外通。昏暗之世、聰明內蔽。外通則下無壅遏、內蔽則上如聾瞽。國家治否、實關于此。朕常患下情不能上達、得失無由以知。故廣言路、以求直言、其有言者、朕皆虛心以納之、尙慮微賤之人敢言而不得言、疎遠之士欲言而恐不信、如此則所知有限、所聞不廣。其令天下臣民凡言事者、實封直達朕前。」

(19) 『明太祖實錄』巻一一七、洪武十一年三月壬午、「上謂禮部臣曰、『周書』有言『人無於水監、當於民監。』人君深居獨處、能明見萬里者、良由兼聽廣覽、以達民情。胡元之世、政專中書、凡事必先關報、然後奏聞、其君又多昏蔽、是致民情不通、尋至大亂、深可爲戒。大抵民情幽隱、猝難畢達、苟忽而不究、上下離合之機係焉、甚可畏也。所以古人通耳目於外、監得失於民、有見於此矣。爾禮部其定奏式、申明天下。」また『典故紀聞』巻三に同諭を引用する。

(20) 鄭曉撰『皇明吾學編』、百官述上、中書省の項、「(洪武)十一年、禁六部奏事、不得關白中書省……」また夏燮撰『明通鑑』巻六もこの見解を採る。阪倉氏は註(17)所掲論文八二頁にてこの解釋を紹介している。

(21) なお、この時の諭に對する禮部の答申は『明太祖實錄』中では確認できず、上奏文格式が改めて制定されたか否か、また制定されたとしたら何時いかなるものとして制定されたのかは一切不明である。また、洪武十年七月甲申、通政司が設置されている(『明太祖實錄』巻一一三)が、これもこの時期の奏疏上達機構整備の一環であろう。

(22) 『明太祖實錄』巻一四三。

(23) 『明太祖實錄』巻一五九、洪武十七年二月己丑、「定天下諸司文移紙式。……」

(24) 同前註。この間、洪武十四年七月乙酉に「進賀表箋禮儀」が重定されている(『明太祖實錄』巻一三八)が、これは常朝の儀に伴う上奏とは別。

元代末期、各衙門での上奏文作成に際しては、その技術に習熟した古參胥吏の力に頼る所が大きく、様々な弊害を生じていたという。明初も基本的に同じような状況にあった。例えば、洪武十二年八月の「案牘減繁式」制定・頒示の事情について次のようにあり、そのことが窺える。「初、元末官府、文移案牘最爲繁冗。吏非積歲、莫能通曉。欲習其業、必以故吏爲師。凡案牘出入、惟故吏之言是聽、每曹自正吏外、主之者曰主文、附之者曰貼書・曰小書、生飭文繁詞、多爲姦利。國初、猶未盡革。至是、吏有以成案進者、上覽而厭之、曰繁冗如此、吏焉得不爲姦弊而害民也。命廷臣議減其繁文、著爲定式、鏤版頒之、俾諸司遵守。」(『明太祖實錄』巻一二六、洪武十二年八月戊寅)

(25) 本書の頒行時期は不詳。『皇明制書』所收。『正德會典』巻七五、禮部三四、儀制清吏司「奏啓本格式」、『萬曆會典』巻七六、「奏啓題本格式」等はこの格式に依る。

(26) 『萬曆會典』巻七六、「奏啓題本格式」では、「國初定制、臣民具疏上於朝廷者爲奏本、東宮者爲啓本。……後以在京諸司奏本不便、凡公事用題本。……」と記すのみで、題本使用開始の時期を明記しない。既に『正德會典』巻七五の「奏啓本格式」にも同様の記事が見えるため、遅くとも正德年間までのことであるのは確實である。

洪武十五年に題本が始められたとする見解は、例えば單士魁、註(3)前揭書「故宮檔案」の「具有代表性的題本和奏摺」の項(九頁)に見える。

(27) 『萬曆會典』巻四四、禮部二、儀制清吏司、朝儀、「諸司奏事儀」に、「……凡奏啓事目、洪武二十八年定。五軍都督府合奏啓、軍情・機密・……」とある。後に述べる、國初題本の事目たるべき「軍情・機密」は、奏本事目に含まれたままである。

(28) 『明仁宗實錄』巻三上、永樂二十二年十月庚戌。また、『明仁宗實訓』巻二、「革弊」。『萬曆會典』巻七六、「奏啓題本格式」にも節略して載せる。「上諭鴻臚寺臣曰、故事、視朝後諸司有急切機務不得面陳者、許具題本於宮門投進、冀得速達。今訴私事丐私恩者、亦進題本、掩姦欺衆、以圖僥倖、壞法亂政、莫甚於斯。今後惟警急機務不得卽面陳者、許封進題本、其餘大小公私之事、並令公朝陳奏。違者論以重罪、仍令三法司知之。」

(29) 『萬曆會典』巻四四、朝儀、「常朝御殿儀」。後代の編纂史料、例えば孫承澤『春明夢餘錄』巻七「正殿」、巻八「御門」、『明內廷規制考』巻二「朝制」はいずれも門儀しか載せず、殿儀は見えない。

(30) よく知られるように、題奏本は普通、在外官員からは通政使司を通じ、在京官員からは會極門を通じて宮中に入遞された。陸容撰『菽園雜記』巻九によると、それら上奏文は全て御前にて開拆するのが原則である。しかし『通政司職掌』には在外封事は通政司の公廳で開拆し、それをまとめて類奏するとある。事實、洪熙帝卽位時、四方からの奏疏が全ては上

呈されていないとして通政司官が叱責されており（註(43)参照）、通政司で上呈前に開拆し、ある種の分類作業が行われていたのは確かである。これは通政司上呈の類奏それ自體が一通の上奏文として捉えられていた事を明示しており、『菽園雜記』前掲記事と矛盾することはないと考える。

(31) 『明太祖實錄』巻二四七、洪武二十九年十月丁酉。「詔定各司奏事次第。禮部會議、……凡晩朝、唯通政使司・六科給事中・守衛官奏事。其各衙門有軍情重事者許奏。餘皆不許。詔從之。」

(32) 『萬曆會典』巻四四、朝儀、「諸司奏事儀」。

(33) 『明太宗實訓』巻一、「勤政」、永樂四年正月丙辰。また、『典故紀聞』巻六。なお、唐時より、「從容」は臣下との奏對を、また「委曲」は特に機密文書についての奏對を指す（于愼行撰『穀山筆塵』巻一「制典下」）。

(34) なお、これと程遠からぬ永樂六年の奏准が『萬曆會典』巻四四、朝儀、「百官朝見儀—出入等儀附」に載る。「永樂六年奏准。在外軍民官司及……、并各衙所等衙門公差人等、到京、除例該引見者照舊外、其不在常例者俱赴鴻臚寺報名。謝恩・見辭、本寺將各人姓名附簿、仍將各起總數每日早另具題本進呈、及引各人于承天門外行叩頭禮。（割註）今在午門前行禮。」謝恩・見辭を行う官は鴻臚寺に登錄し、鴻臚寺がそれをまとめて題本を具して進呈させたというが、今まで檢討してきた洪武三十年、永樂二十二年の記事に見える「題奏」や「題本」とは性格の異なるものではないかと考える。この鴻臚寺の「題本」は、恐らく文字通り謝恩・見辭を行う官の人名やその理由等の題目を擧げた上奏文だったと思われるが、今は詳らかにし難い。

(35) 沈德符撰『萬曆野獲編』巻二〇、京職、「章奏異名」に「今本章名色、爲公事則曰題本、爲他事則曰奏本。……」という。

(36) 註(26)所引『萬曆會典』巻七六「奏啓題本格式」。

(37) 葉盛撰『水東日記』巻一〇「奏本・題本」、「國朝之制、臣民奏事稱奏本。後以奏本用長紙、字體必依『洪武正韻』、又用計字數於後、舍鄭重而從簡便、改用題本則不然矣。然題本多在內衙門公事、若在外并自陳己事、則仍用奏本、東篤則稱啓本。宣廟每呼本爲「抹子」、嘗見傳旨中云然。」

(38) 一定期間內における上奏文の總數はどのくらいあったのか。Silas H. L. Wu 前掲論文にも指摘されているように、『明太祖實錄』巻一六五、洪武十七年九月己未に、「給事中張文輔言、自九月十四日至二十一日八日之間、內外諸司奏劄凡一千六百六十、計三千三百九十一事。上諭廷臣曰、朕代天理物、日總萬機、安敢憚勞。但朕一人處此多務、豈能一一周徧。苟致事有失宜、豈惟一民之害將爲天下之害、豈惟一人之憂將爲四海之憂。卿等能各勤厥職、則庶事未有不理。」と言い、同年二月の奏本格式制定から程無い時期に、八日間で文書總數一六六〇、案件數三三九一を數えたという。『春明夢餘錄』巻二五「六科」では、「此六科稽查號件、封駁章奏之例也。」として同記事を引用している。

(39) 『典故紀聞』巻一～七には、洪武・永樂兩帝が通達下情の徹底を頻繁に命じている様子が描寫されている。ここでは兩

帝の姿勢をよく示している記事を各一例ずつだけ擧げておく。巻四、「太祖謂侍臣曰、朕夙興視朝、日高始退。至午復出治暮乃退。日閒所決事務、恆默坐審思、有未當者、雖中夜不可寐、籌慮停當、然後就寢。侍臣對曰、陛下勵精圖治、天下蒼生之福、但聖體過勞。太祖曰、吾豈好勞而惡安。顧自古國家未有不以勤而興以怠而衰者、天命去留、人心向背、皆決於是。甚可畏也。安能暇逸。」また巻七、「成祖與羣臣論政事、每至坐久。或言、語多傷氣、非調養之道、當務簡默爲貴。成祖曰、人君固貴簡默、但天下之大、民之休戚、事之利害、必廣詢博訪然後得之、非好多言也、不如是不足以盡羣情。」餘りに理想化された描寫の感はあるが、視朝・奏疏處理・面議を重視していた姿勢は十分見て取れる。註(38)所引『明太祖實錄』巻一六五（洪武十七年九月己未）の洪武帝の廷臣に對する言辭、また註(52)所引『明英宗實錄』巻一〇五（正統八年六月丁亥）の、太祖・太宗を理想例として擧げた劉球の疏言等からも同様に指摘できよう。

(40) 『典故紀聞』巻九、「宣宗閒、府軍後衛有題進本、夜遞至北中門、守衛不肯轉達。因謂錦衣衛官曰、祖宗成法、朝罷外廷有事急奏者、不問晨夜卽具本進、守門者卽爲上達。所以通警急、絕壅蔽。今敢若此、不可寬貸。其執付法司罪之。」

(41) 『水東日記』巻一〇「奏本・題本」、註(37)所掲記事による。

(42) 『典故紀聞』巻七、「通政司所受四方奏疏、凡非重務悉不以聞、徑送六科。成祖知之、召參議賀銀等、責曰、設通政司所以決壅蔽達下情、今四方言事、朕不得悉聞、則是無通政司矣。朕主天下、欲周知民情、雖細微事不敢忽。蓋上下交則泰、不交則否。自古昏君其不知民事者多至亡國、爾欲朕效之乎。自今宜深懲前過、凡書奏關民休戚者、雖小事必聞、朕於聽受不厭倦也。」

(43) 例えば『明仁宗實錄』巻三上、永樂二十二年十月戊申、「通政使司請以四方雨澤章奏額送給事中收貯。上曰、祖宗所以令天下奏雨澤者、蓋欲前知水旱、以施恤民之政、此良法美意。今州縣雨澤章奏乃積於通政司、上之人何由知。又欲送給事中收貯、是欲上之人終不知也。如此徒勞州縣何爲。自今四方所奏雨澤至卽封進、朕親閱焉。……」『典故紀聞』巻八はこれを引き、「四方奏報雨澤章疏、舊皆貯通政司。」と言う。

(44) 『典故紀聞』巻九に「通政司進各處雨澤奏本、宣宗謂侍臣曰、祖宗愛民之心保民之道、於斯可見。前世人主、有民之休咎藐不聞者、豈是久安長治之道。我國家自太祖皇帝令天下有司月奏雨澤、世世相承爲成憲、歲之豐儉、民之休戚、靡不可周知、其慮深矣。此奏不知何時遂廢。」とある。勿論、雨澤奏疏とて註(27)所掲『萬曆會典』巻四四所收「奏啓事目」にあるとおり、規定上は依然上聞を必する事項だったが、實際上は消滅の傾向に有ったと思われる。

(45) 『典故紀聞』巻一二に「舊制、凡傳奉聖旨諸司奉行者、以所得旨意具本覆奏送科、惟光祿寺但附錄文簿。……」と書す。光祿寺のみ帳簿に記錄しておくだけで良かった。正統朝のことではあるが、光祿寺臣の奈亨が王振に私餽して「奉旨」と詐稱したという事件が起き、法司よりこの特例を罷めるべく提議されたが、光祿寺側は職務の特殊性から中旨處分

が日々十件餘りあって逐一覆奏するのは非能率且つ煩瑣に過ぎると反論、結果的に從來通りの特例が認められたという。

(46)『典故紀聞』巻八、「內官馬騏傳旨、諭翰林院、書敕付騏復往交阯開辦金銀珠香。本院官覆奏、仁宗正色曰、朕安得有此言。卿等不聞渠前在交阯荼毒軍民乎。交阯自此人歸、一方如解倒懸、今又可遣耶。遣之非獨詔書不信、將壞大事。此人近在內聞百方請求、左右爲言再往當有利於國、朕悉不答。卿等宜識朕意。乃止。」

(47)『典故紀聞』巻九、「宣德時、有中官奉旨傳之六科、輒令徑行諸司、宣宗聞之、卽下法司治、因諭給事中曰、爾官近侍、職在記注、凡朕一言一令、或令內使傳出者、爾當備錄覆奏、再得旨而後可行、庶幾關防欺弊、不然必有詐爲者。爾等自今恪謹乃職、不許依阿隨附。」同巻に「宣宗嘗諭吏部・兵部臣曰、今後凡中官傳旨、除授官員、不問職之大小有敕無敕、但要覆奏明白、然後施行。」という記事も見える。巻一〇にも、中官が有罪人赦免の傳旨が降った場合、覆奏してから行えと六科給事中に對し命じた宣宗の語が載る。

(48) なお、傳旨には朱字のものと墨字のものの二種類があったらしい。鄭曉『今言』巻一に「朱字傳帖者、奉天門朝罷鴈興、司禮巨璫持下丹陛、呼該衙門官與之。次日早朝、該衙門官具奏本御前、奏云『傳奉事理補奏本』。鴻臚寺官接遞、司禮小璫進覽。墨字傳帖則出自順門、付該衙門奏行、不復面繳。若事未穩、便須執奏者、固不問朱墨也。」とある。朱字のものは奉天門早朝の儀にて、墨字のものは會極門（左順門）にて出入されたものの如くであった。

(49) 山本前揭書四八三頁。また、王其榘前揭書八三～八八頁、蘇同炳前揭書一八～二〇頁。

(50) 王錡撰『寓圃雜記』巻一、「早朝奏事」、「自太祖・太宗列聖臨朝、每至日晡食不遑暇、惟欲達四聰、以來天下之言。英宗以幼冲卽位、三閣老楊榮等慮聖體易倦、因創權制。每一早朝、止許言事八件、前一日先以副封詣閣下、豫以各事處分陳上。遇奏、止依所陳傳旨而已。英宗旣壯、三臣繼卒、無人敢言復祖宗之舊者、迄今遂爲定制。」

(51) 山本前揭書四八四頁。

(52)『明英宗實錄』巻一〇五、正統八年六月丁亥、「翰林院侍講劉球下獄死。球上疏言、……臣竊以爲、今日脩省之當先者、其事有十。……二、親政務、以總權綱。夫政自己出、則權不下移。故太祖・太宗每早朝罷及午晩二朝、必進大臣於順門或便殿、親與裁決庶政。或事有疑、則召掌機務之臣商確之、而自折其衷、所以權歸於上。皇上臨御九年、事體日熟。願守二聖之成規、復親決之故事、則政權歸於一矣。……」この疏が原因で球は錦衣獄に下され、刑死した。『明經世文編』巻三一「劉忠愍公奏疏」にも「修省十事疏—修省—」の題名で同疏を載せている。

(53)『明史』巻一〇、英宗前紀、宣德十年正月壬午に「始罷午朝。」とあり、それ以前の午朝の實施が窺える。

(54)『萬曆會典』巻四四、朝儀、「午朝儀」、後揭註(56)記事。

(55)『明英宗實錄』巻二〇六、景泰二年七月癸亥、「禮部儀制司郎中章綸言十六事。……三曰、面議大政在委任孤卿。臣惟、皇上每早午朝退、卽御便殿、將臣民奏題事務、公孤主

議、六卿論難、臺諫參議、選官入閣、計議區處。如此則庶事無不理矣。……」また『明經世文編』巻四七「章恭毅奏疏」「上言十六事疏―時政―」。

(56) 『明英宗實錄』巻二〇七、景泰二年八月辛巳、「命仍舊制午朝。」『萬曆會典』巻四四、朝儀、「午朝儀」、『明史』巻五三、禮志七「常朝之儀」等では「景泰初、定午朝儀。」と記すばかりである。

(57) 山本前掲書四八四～五頁。

(58) 内閣大學士劉健は、弘治十二年九月に上した奏疏で弘治帝が臣下と面見する機會が少ないことを諫めているが、その際比較の對象として「……英宗睿皇帝視朝將罷、不時面召李賢、……」と言う（後註(61)、(67)所引「論票擬疏」）。また、『典故紀聞』巻一三に「英宗謂閣臣李賢曰、朕每得章奏、無不親閱、左右或以爲萬機至繁、一一親覽、未免勞神、恐非養生之道。朕諭之曰、身負荷天下之重、而圖自安逸、可乎。勞一身以安兆民、予所欲也。左右乃不敢復言。賢曰、自古聖帝明王、莫不修德勤政、所以天下長治久安。彼邪佞輩安知遠慮、陛下不爲所惑、足見至明。更望持守此心、堅如金石、可以馴致太平。」と言う。

(59) 『菽園雜記』巻四、「李文達公賢在内閣時、太監曹吉祥嘗在左順門、令人請說話。文達語云、聖上宣召則來、太監請不來也。曹乃令二火者掖而至。文達云、太監誤矣。此處乃天子顧問之地、某等乃謹候顧問之官。太監傳聖上之命、有事來說、自合到此、豈可令人來召耶。曹云、吾適病足耳、先生幸恕罪也。聞李公歿後、有事、司禮監只令散本内官來說、太監不親至。今日閣老請太監議事、亦不至矣。内閣體勢之輕、又非前比。」

(60) 王其榘前掲書第三章「内閣制度建立的第二階段　正統―正德（一四三六―一五二一年）」「四、在位時期只召見一次閣臣的憲宗朱見深」、一二三～四頁。

(61) 『明經世文編』巻五二「劉文靖公奏疏一」「論票擬疏」、「……憲宗純皇帝亦嘗召李賢・陳文・彭時、或遣司禮監太監如牛玉・懷恩一二人到閣計議、上有密旨則用御前之寶封示、下有章疏則用文淵閣印封進、直至御前開拆。此臣等耳聞目見者也。因循至今、事體漸異、……」『明孝宗實錄』巻一五四、十二年九月丙戌に節略が載る。また『典故紀聞』巻一六にも引用される。

(62) 『典故紀聞』巻一五に、成化二十一年（一四八五）九月の「……忽一日申刻太監覃昌傳旨、召大學士萬安・劉吉赴西角門、劉翊亦欲往、昌止之。安等至、昌出紙一緘、上有御筆硃書一「封」字、啓視則人許翊貪財好色、與太監某認親、納王越賄、謀與復爵諸陰事。……」という例を載せる。閣臣彈劾案件の處置決定のため、當該閣臣を外した變則的な閣議ではあるが、皇帝抜き・太監出席という實情を描寫する記事である。匿名で人を彈劾する疏を上すことは從來認められていなかったが、この事例ではそれにも拘らず萬安・劉吉の兩者で處分を決定すべしと傳旨されており、結局劉翊が自ら致仕を願い出て名譽を損なわずに引退するという形で決着している。

(63) 『明史紀事本末』巻四二「弘治君臣」に詳しい。また、陳洪謨の著した『治世餘聞』の書名も、弘治が治まった世であ

るとする評價に基づくと言われる。

(64)『明孝宗實錄』卷四六、三年十二月壬申に「吏部左侍郎彭韶奏、內臣在上左右、人所畏憚。今……凡章奏無不先允而後議、該部承行、不復審處、是失政體也。……乞、自今午朝無奏常事、惟議急務如大陞除、大災異、緊急錢糧、緊關工程囚犯之類、令各衙門先期具奏事由、聖駕定日出御左順門、侍班守衛一如午朝之儀、該會議者、各官就於御前公議。……如此、……既不廢午朝之故典、又可率羣臣之輿事、則凡時政得失・軍民利病自可以次第弛張矣。下禮部覆奏謂、……自今……如有機密重事、許赴御前具奏、不必別爲議擬。從之。然午朝竟無請對政事者、不過文具徒爲煩擾廢事、故不久竟罷云。」とある。彭韶の奏は『明經世文編』卷八〇「彭惠安公奏疏」に「論午朝事宜疏—午朝—」の題名で載る。

(65)『明孝宗實錄』卷一二二、十年二月甲戌、「內閣大學士徐溥等奏、……內殿奏事、舊制每日二次、若有緊急事情、不時聞奏。今止一次、遂以爲常。批答之出、動經累日、各衙門題奏本或稽留數月、或竟不發出、事多壅滯、不得卽行。且本朝列聖自洪武以至天順年間、時嘗面召儒臣、咨議政事。今朝參之外、不得一望天顏。所以通達下情者惟在章奏、又不以時斷決其於政體、實爲有礙。……伏願、陛下嚴早朝之節、復奏事之期、……則聖德日新、聖政日理、億萬年太平之業可保無虞矣。」『明經世文編』卷六五「徐文靖公奏疏」にて「論時政疏—方術—」の題目を附して載せる。なお、『明經世文編』卷五二に採錄される劉健の「論聖政疏—法聖政—」にも「……近時以來、奏事之期、日漸遲晚、散本不及、禁門已閉、內外章疏、動經累日、甚者或延至半年、或終留不出、因循積習、遂以爲常。……」と言う。

(66)『明孝宗實錄』卷一二三、十年三月甲子、「經筵畢、上遣太監韋泰至內閣、召大學士徐溥、劉健、李東陽、謝遷至文華殿御榻前。上出各衙門題奏本曰、與先生輩商量。溥等每本議定批辭、乃錄於片紙以進。上覽畢、親批本面、或更三二字、或刪去一二句、皆應手疾書、畧無疑滯。……」同記事は『治世餘聞』上篇・卷二、『典故紀聞』卷一六にも記される。『治世餘聞』記事の冒頭部分は「上曰、近前。於是直叩御榻、司禮監諸太監環跪於案側。上曰、看文書。諸太監取本付溥等、又分置硃硯筆、授片紙數幅。上曰、與先生輩計較。……」とあり、實錄よりもやや詳しく經過が說明されている。本稿では、【 】を附して實錄記事を補っておいた。また『萬曆野獲編』補遺卷二、內閣、「弘治召對」でも若干引言しており、かなり有名な出來事だったと見える。『明史』卷一八一、徐溥傳に、これは十一年に致仕した溥が召見を得た唯一の例だったと傳える。十年頃までの召見の少なさを示すものであろう。

(67)『明經世文編』卷五二「論票擬疏」。註(58)、(61)所引史料の後文。憲宗成化帝時の狀況說明の後、「……因循至今、事體漸異、朝參講讀之外、不得復奉天顏。雖司禮監太監亦少至內閣。朝廷有命令、必傳之太監、太監傳之管文書官、管文書官方傳至臣等。內閣有陳說、必達之管文書官、管文書官達知太監、太監乃達至御前。……」と記す。管文書官とは、おそらく司禮監屬の文書房の宦官であろう。『明孝宗實錄』卷

一五四、十二年九月丙戌に節略が載る。また『典故紀聞』巻一六にも引用される。

(68) 『明經世文編』巻一二七「何文簡奏疏」所收「陳萬言以俾修省疏—修省八要—」。同疏の本文は『明孝宗實錄』に載らないが、巻一四四、十一年閏十一月乙酉に「兵部主事何孟春上疏言、果聽斷、公委任、愼選守令、處置巡撫、重惜名器、存恤小民、革皇莊兼併之弊、更軍政清鮮之法。命所司知之。」とあり、上疏時期が確認できる。

(69) 『明孝宗實錄』巻一八七、十五年五月壬辰、「內閣大學士劉健等言、……且如視朝奏事、舊有定期。近年以來日漸遲緩。……伏願、皇上益勤政務、每日黎明視朝、辰未兩時奏事、則朝政肅清、事無壅滯。……」同疏は『明經世文編』巻五二に「言時政疏—時政節財用公賞罰—」として載る。

(70) 『明孝宗實錄』巻一九〇、十五年八月己巳。「……內閣大學士劉健等言、竊聞天下之事未有不以勤勵而興、亦未有不以懈怠而廢。是以自古聖明之君、競競業業不遑暇食、誠知夫創立之難、而覆墜之易。……邇來勤勵之志漸異于前。每日早朝不過數刻、而起鼓或至日高、宮中奏事止得一次、而散本或至昏黑。侍衛接本之人、筋力疲憊、不得休息。百司庶府之事、文書壅滯、不得施行。一事之決、動逾旬月、一令之出、隨輒廢弛、群寮玩習視爲例。……」この疏は『明經世文編』巻五二に「論時政疏—時政—」として載る。

(71) 『明孝宗實錄』巻一九三、十五年十一月丁酉。

(72) 『萬曆野獲編』巻二〇、京職、「章奏異名」に「……前此、正德朝逆瑾時、則有白紅二本。入御前者名白本、送瑾所者曰紅本。蓋以紙色分別、逼上無君乃至此。」とある。その具體的な處理過程は陳洪謨撰『繼世紀聞』巻一に「……逆瑾威權日盛、口銜天憲、陰養松江人罷學生員張文冕及其姪婿罷職司務孫聰于私宅、凡一應章奏、初猶送內閣票旨、至是瑾任意批答、或增減字樣、或別爲創造、眞爲混出、而文理亦多不通。」とあるが如きであった。また王世貞撰『弇山堂別集』巻九五「中官考六」にも同樣の記述が有る。魏忠賢については劉若愚撰『酌中志』巻一三、「本章經手次第」を參照。

(73) 例えば、明末に成立した『本學指南』(撰者不詳)の「奏題雜例」九葉表に、「一、凡地方事宜有所施行、或請旨、或止報知、如刑名・錢糧・盜賊・條陳・興革之類、俱用題本。如繳敕・繳冊・謝恩・慶賀・奉慰・進香之類、俱用奏本。」とある。『本學指南』は、公文書の體例、書寫上の注意點、雛型を記した書で、公文書作成者が參照した手引き書の類であったと思われる。京都大學文學部圖書館藏。また、萬曆十四年成書の王圻編『續文獻通考』巻九六、進奏院、「通政司月奏事例」にも「凡內外各衙門一應公事用題本。其雖係公事、而循例奏報報賀、若乞恩・認罪・繳敕・謝恩、幷軍民人等陳情・建言・伸訴等事俱用奏本。」と言う。

# THE ESTABLISHMENT AND TRANSFORMATION OF THE MING MEMORIAL SYSTEM

SAKURAI Toshiro

The two types of memorial primarily used during the Ming dynasty were called tiben 題本 and zouben 奏本. Generally speaking, the former were used for memorializing the emperor on official matters, and the latter on private ones. With respect to the memorials of late Ming time which exist today, this is no doubt true. However, it was not the case during the earlier periods. In the early part of the Hongwu 洪武 period only zouben were in use, and they were routed through the Secretariat in accordance with the government structure inherited from the late Yuan, but from around the same time as the abolition of the Secretariat they came to be transmitted directly to the emperor instead. On the other hand, the adoption of the tiben began from the late Hongwu period. Memorialists were permitted to use the tiben for urgent matters only, and they could be expected to be disposed of more quickly and certainly than the zouben. It is natural that memorialists gradually came to use them for private matters as well, despite the regulations. During the Hongxi 洪熙 and the Xuande 宣德 periods, the Ming government still attempted to maintain the traditional regulations. Yet, after the Zhengtong 正統 period, when the morning audience (chaoyi 朝儀) degenerated into a mere formality, memorials mostly came to be managed in the conference of the grand secretaries, in which the emperor himself usually participated. During the Chenghua 成化 and Hongzhi 弘治 periods, since the emperor took part in those conferences far less frequently, eunuchs began to intervene in the transmission process of memorials, and this condition remained prevalent up to the end of the Ming dynasty. Finally, it was from this period at the latest that the distinction of usage between the tiben and the zouben came to be that the former were for official matters and the latter for personal matters.